

# 令和5年度 さぬき市 健全化判断比率等の状況

## 令和5年度決算に基づく健全化判断比率等について、お知らせします

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による公表)

★本市の比率は、いずれも早期健全化基準を下回っています。

### 1 経過と概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度、決算の後、健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」といいます。）を算定し、公表することが義務付けられました。

健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上になった場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

### 2 健全化判断比率

健全化判断比率とは、次の4つの指標をいいます。

#### ①実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※一般会計等 = 一般会計、共通商品券発行事業特別会計及び建設残土処分場事業特別会計

#### ②連結実質赤字比率

全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額：全会計の赤字額（資金不足額）から黒字額（資金剰余額）を引いた額

### ③実質公債費比率

市が実質的に負担する全ての借入金の償還額が、標準的な収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{〈地方債の元利償還金等〉} - \text{〈特定財源 + 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額〉}}{\text{標準財政規模} - \text{〈元利償還金等に係る基準財政需要額算入額〉}}$$

※1 地方債の元利償還金等：一般会計の地方債償還だけでなく、特別会計への繰出金などのうち、借入金の償還に充てられたものも含まれます。

※2 特定財源：地方債の償還に充当される国庫支出金など

### ④将来負担比率

一般会計等が抱える実質的な債務（将来負担）の残高が、標準的な収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{〈充当可能基金額 + 特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額〉}}{\text{標準財政規模} - \text{〈元利償還金等に係る基準財政需要額算入額〉}}$$

※将来負担額：一般会計等の地方債現在高、公営企業債のうち一般会計等からの負担見込額、一般会計等が負担する見込みの職員退職手当支給予定額、土地開発公社等の負担見込額など

## 3 健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度	実質赤字額なし	連結実質赤字額なし	11.7	資金不足なし
令和4年度	実質赤字額なし	連結実質赤字額なし	11.5	資金不足なし
増 減	—	—	0.2	—
早期健全化基準	12.74	17.74	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、ともに実質赤字や資金不足が生じていないため、比率は算定されていません。

実質公債費比率は、早期健全化基準を下回り、かつ地方債の発行に許可が必要となる基準の18%を下回っているものの、県内では依然高い比率となっています。これは、合併以前より地方債を借り入れて道路や学校、下水道等の社会資本整備に積極的に取り組んできたため、令和5年度末の市債残高が全会計合わせて約258億円にのぼるなど、公債費の負担割合が非常に大きいことによるものです。

前年度と比べると、実質公債費比率は普通交付税額や臨時財政対策債発行可能額の減少等により0.2ポイント上昇しました。

今後とも財政健全化策に沿って、市債の新規借入抑制や、公営企業会計の経営健全化等を進めながら、公債費など将来負担の適正化に努めることで、実質公債費比率の逡減を図るとともに、財政の健全化を推進していきます。

#### 4 資金不足比率

各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金の不足額：一般会計等の実質赤字額に相当するもの

※事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当するもの

#### 5 資金不足比率の状況

##### (1) 公営企業法適用企業

(単位：%)

区 分	下水道事業会計	病院事業会計
令和5年度	資金不足額なし	資金不足額なし
令和4年度	資金不足額なし	資金不足額なし
経営健全化基準	20.0	20.0

下水道事業会計及び病院事業会計ともに、資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていません。

(2) 公営企業法非適用企業 (単位：%)

区 分	観 光 事 業 特 別 会 計
令和5年度	資金不足額なし
令和4年度	資金不足額なし
経営健全化基準	20.0

全ての公営企業会計において、資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていません。